

市立保育所等産業廃棄物（蛍光灯）収集運搬・処分業務委託にかかる仕様書（処分）

1 法の遵守

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 委託内容

(1) 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限： 令和 年 月 日

事業区分： 許可証のとおり

産業廃棄物の種類： 許可証のとおり

許可の条件： 許可証のとおり

許可番号： 第 号

(2) 委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価

発注者が、受注者に処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類： 産廃蛍光灯

予定数量： 2,221 kg

(3) 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法： 許可証のとおり

施設の処理能力： 許可証のとおり

(4) 最終処分の場所、方法及び処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(5) 搬入業者

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、発注者が別途執行する見積の結果、発注者が決定する収集・運搬業者に行わせることとし、発注者は当該業者を決定し次第、受注者へ通知するものとする。

3 義務と責任

- (1) 発注者は、必要に応じ、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を書面をもって受注者に提供する。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
- 産業廃棄物の発生工程
 - 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - 混合等により生ずる支障
 - 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - その他取り扱いの注意事項
- (2) 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- (3) 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

4 委託業務終了報告

受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

5 業務の一時停止

受注者はやむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。